

指定下水道排水設備工事事業者の申請等手続きについて

1. 申請期間及び受付場所

指定の申請は、随時受け付けています。（午前8時45分から午後5時30分まで 土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）
北見市上下水道局 総務課契約管理係 ☎ (0157) 25-1177

2. 提出書類

個人：上段 ○ 法人：下段 ◆

提出書類		新規	変更					廃止	休止
			組織	代表者	商号	移転	技術者の異動		
届出書類	北見市指定下水道排水設備工事事業者指定申請書	様式第1号	○ ◆						
	専属責任技術者名簿	様式第2号	○ ◆					○ ◆	
	指定下水道排水設備工事事業者（廃止・休止）届出書	様式第4号						○ ◆	○ ◆
	変更届	様式第5号		○ ◆	○ ◆	○ ◆	○ ◆	○ ◆	
	設備機材調書	様式第6号	○ ◆						
添付書類	住民票記載事項証明書 （発行から30日以内）	原本 （代表者のもの）	○ ◆		○ ◆				
	身分証明書（市町村発行のもの） （発行から30日以内）	原本 （代表者のもの）	○ ◆		○ ◆				
	商業登記簿謄本及び定款 （発行から30日以内）	写し	◆	◆	◆	◆	◆		
	営業所の平面図、写真、付近見取り図		○ ◆				○ ◆		
	排水設備工事責任技術者証	写し （技術者名簿分）	○ ◆					○ ◆	
	雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書・賃金台帳・源泉徴収簿及び所得税納付額領収書 のいずれか	写し （技術者名簿分）	○ ◆					○ ◆	
	暴力団排除に関する誓約書		○ ◆		○ ◆				
北見市指定排水設備工事事業者指定証	交付済のもの			○ ◆	○ ◆			○ ◆	○ ◆

3. 指定の基準 【北見市指定下水道排水設備工事事業者規程(平成24年3月30日企業管理規程第2号)第4条】

申請書類を提出の上、次の要件のいずれにも適合していると認めるとき指定をする。

- (1) 排水設備工事責任技術者が1人以上専属していること。
- (2) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 北海道内に営業所があること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。(代表者等の欠格要件)
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者であること。
 - イ 排水設備工事責任技術者の承認を取り消されてから2年を経過していない者であること。
 - ウ 指定を取り消されてから2年を経過していないこと。
(指定を取り消されたので法人の場合、その代表者は、上記期間、指定を受けることができない。)
 - エ 業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由を有していること。
- (5) 北見市暴力団排除条例(平成26年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (6) 手数料1万円を納付していること。